

HAPEE **ハッピーメール** MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター 〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

■ CONTENTS ■			ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。
巻頭言	独立行政法人国際協力機構 中国国際センター（JICA 中国）所長 三角幸子氏	開発途上国にビジネス チャンス（その2）	1
海外 レポート	大 連	中国における教育事情～大連～	2
	シンガポール	NATAS トラベルで広島 PR	3
	ホーチミン	ベトナムの医薬品事情	4
	チェンナイ	インド会社法の通達および改正法の概要	5
	バンコク	Taking Off to New Heights	6
	中 国	中国ビジネスQ&A	7
お知らせ			8

★ バックナンバーは産振構 HP 「拠点別レポート」から

開発途上国に ビジネスチャンス（その2）

独立行政法人国際協力機構
中国国際センター（JICA 中国）
所 長 三 角 幸 子 氏



企業が海外でのビジネスに乗り出すとき、カントリーリスクの評価は極めて難しい課題であろう。それが開発途上国ともなれば情報も乏しく、候補地検討の俎上にすら上がらないかもしれない。

民間企業と異なる立場ではあるが、JICA は政府開発援助の実施機関として 1974 年の設立以来、開発途上国に事務所をかまえて事業を実施している。現地における知名度は日本より高い。

そのような背景を踏まえ、私の前任者は昨年 9 月号の巻頭言で「JICA の開発途上国におけるネットワークと知見を活用し、中小企業海外展開支援制度を利用することを考えてみてはどうだろうか」と提案した。

JICA の看板事業の一つは青年海外協力隊の派遣である。派遣先は約 70 か国に及び、任期終了後の進路として、近年は途上国での起業やそこで事業展開する企業への就職を強く志す

者が出てきた。「日本は景気が悪い、先行きが暗いとぼやくなり、日本を出ればよい」とある著名な経営コンサルタントが話すのを聞いたとき、途上国を選んだ彼らを思い出した。彼らは赴任した国の可能性を肌で感じるとともに、日本を離れる経験を通じて日本に留まるリスクも相対化できたのであろう。

ところで JICA では、国際協力の情報サイトを運営しており、隊員経験者など国際協力の経験や専門スキルを持った人材と、そのような人材を求めている団体・企業とをつないでいる。ビジネス自体は国際協力が目的ではないが、健全な営みとしてその国の持続的な経済開発に資するのであれば立派な国際協力である。どのようなサイトか「JICA PARTNER」で検索し、一度覗いてみてはどうだろうか。

「途上国にビジネスチャンス」の二つ目の提案である。

中国における教育事情～大連～

朴 恵子

＜一人っ子政策から二人っ子政策へ 高まる教育への関心＞

中国では、1979年から人口抑制策として一人っ子政策が進められてきました。しかし近年の急速な少子高齢化の歯止めと労働力確保などの目的のため、2015年にはこの一人っ子政策が廃止。2016年には、すべての夫婦が2人まで子供を持つことができる「二人っ子政策」が開始されました。

一人っ子政策期間中、子供の両親とそれぞれの祖父母が1人の子供の世話をすることから、一人っ子の子供は甘やかされて育てられました。このため、男の子を「小皇帝」(王様)、女の子を「小皇后」(お姫様)とも呼ばれていたほどです。当然、子供にかけられる教育費も年々高くなっていきました。

二人っ子政策が始まり、まもなく丸2年を迎えます。2017年には1,723万人の新生児が誕生、二人っ子政策開始後、教育への関心がますます高まっている状況です。日本ではすでに産業の1つとなっている早期教育が、中国でも市場として構築されています。各家庭における早期教育に充てられる支出は、0～3歳児では3千元(52,500円)/年、4～6歳児では5千元(87,500円)/年との報告もあります。

2017年、1人当たりの支出18,322元(320,635円)/年のうち、教育などにかかる支出は全体の1割強にあたる2,086元(36,505円)/年に上ります(下記表参照)。日本の各家庭における毎月の教育費が実支出の4%程度であることを考えると、中国における教育などにかかる支出が大きいことが分かります。

※モンテッソーリ教育:イタリアの医師・教育家マリア・モンテッソーリ博士考案の教育法。子供が内包する自己教育力の開発を主眼とした教育プログラム。

＜大連における早期教育事情＞

大連の教育事情を見ると、スイミングやピアノなど日本でも一般的な教育サービスが展開されています。確認できるだけでも、大連市内で親子スイミング教室、ピアノ教室は各15カ所、芸術・絵画教室は10カ所、モンテッソーリ教育※を展開する教育機関は6カ所などとなっています。このうち、1回約200元(3,500円)の費用がかかる親子スイミングは、一定の評価を得ながらも、レッスン料の高さから継続を迷う親もいます。

ただ、総じていえるのは、早期教育を含め、教育への意識の高さです。インターネットなどで情報が溢れている社会において、どのお母さん方も自身の子供に相応しい教育、将来に役立つ教育



(親子スイミング教室)

早期教育への関心が高まり、教育機関やサービスが増える一方で、早期教育の専門家、教師など人材不足が懸念されています。中国での早期教育の資格や認証制度が確立されていないことから、教育サービス企業による人材育成が必要ですが、費用や育成にかかる環境整備などを考えるとハードルが高く、人材不足の解決にはいましばらくかかりそうです。

日本は2020年教育改革など教育面での改革期ともいえる時期に突入しているのではないのでしょうか。偏差値や点数だけに囚われない教育等、日本の新しい教育システムは、中国の子育て世代にも響くと実感しています。

可処分収入と支出及び内教育などにかかる支出(年間)	2014年	2015年	2016年	2017年
1人当たりの可処分収入(増加率)	352,923円 (10.1%)	384,405円 (8.9%)	416,868円 (8.4%)	454,545円 (9.0%)
1人当たりの支出合計額(増加率)	253,593円 (9.6%)	274,960円 (8.4%)	299,443円 (8.9%)	320,635円 (7.1%)
教育や文化、娯楽にかかる支出(増加率)	26,880円 (9.9%)	30,153円 (12.2%)	33,513円 (11.1%)	36,505円 (8.9%)
支出額合計の内、教育や文化、娯楽に充てる割合	10.6%	11.0%	11.2%	11.4%

国家統計局データから作成

NATAS トラベルで広島 PR

碓 知子



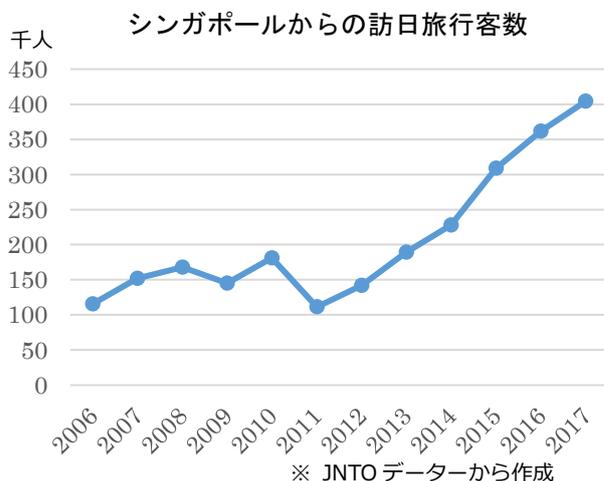
＜シンガポール人は大の旅行好き＞

シンガポールの人口は 560 万人と少ないですが、国内に旅行先がないので、長い休暇といえば、ほぼ必ず海外旅行。こうした旅行好きのシンガポール人向けに、年に数回、大規模な旅行博が開催されています。

今年 3 月に開催された、NATAS トラベル 2018 はシンガポールの旅行業界協会が長年開催している大規模な旅行博で、3 月 23～25 日の 3 日間で 83,291 人が会場を訪れました。

日本はシンガポール人にとって人気の旅行先です。シンガポールからの訪日客は年々増加していて、2006 年には 11.6 万人だったのが、2017 年には 40 万人を超えました。

私の友人にも、「毎年日本に行く」という人、「四季それぞれを楽しみに年数回行く」という人もあり、日本の人気の高さがうかがえます。



＜湯崎知事による広島紹介＞

NATAS トラベル 2018 では、特に広島の魅力を知ってもらおうと、3 月 23 日には湯崎知事が広島県の特徴を紹介するプレゼンがありました。厳島神社、しまなみ海道などの観光地、お好み焼きなどのおいしい食をスライドやトークで紹介。見ているだけで「行きたい」と思う映像も満載でした。来場者数人に話を聞いたところ、「広島ってよく知らなかったけど、行ってみたいくなった。」というコメントがありました。

旅行会社、シルクエアなどを訪問された湯崎知事からも、

「シンガポール市場からは手ごたえを感じている。今後もさらなる協力ができると思う。」というコメントをいただきました。



(広島の魅力を紹介する湯崎知事：右)

訪日プロモーションのため、NATAS トラベル 2018 ではジャパンプースが設営され、沖縄県、静岡県や JR 西日本、JR 東日本などが出展しましたが、JR 西日本のブースでは広島県のバナーやパンフレットを置いて、広島県も PR していただきました。

昨年 10 月から就航しているシルクエアのシンガポール = 広島直行便。年間を通じて多くのシンガポールの人たちに広島を訪問していただくとともに、広島の方にもシンガポールを訪問していただければと思います。

ベトナムの医薬品事情

石川 幸

〈はじめに〉

これまでは「チャイナプラスワン」として製造現場のベトナムに魅力を感じられていた日本人の方が多かったですが、現在は徐々に販売市場としての人気も上がっています。

その理由の1つとして、ベトナムは東南アジアでも有数の人口を抱えているからだと考えられます。国際通貨基金（IMF）の2017年の人口調査では、1位がインドネシアの約2.65億人、2位がフィリピンの約1.08億人、3位がベトナムの約9,400万人です。

そのようなベトナムの消費市場で、現在成長が期待されている分野の1つは「医薬品市場」だと言われています。2009年時点で17億USドル（約1,819億円）であった市場規模が、2017年時点では約52億USドル（約5,564億円）と、わずか8年で3倍以上の成長を遂げています。もちろん人口が増えた影響も考えられますが、市場規模が拡大しているのは顕著です。

しかし、市場の急成長とは裏腹に、得てして何かしらの問題が隠れていることがあります。ベトナムの医薬品業界も例外ではありません。 ※1USドル=107円(2018年4月10日)

〈国内の製薬業界の現状〉

在ベトナムヨーロッパ商工会議所（Euro Cham）により開催されたセミナー「患者の健康状態の改善—医薬品業界における品質と発明の役割」において、2016年にベトナム国内で流通する医薬品の内、国産の市場シェアが僅か48%しかない事が発表されました。

つまり、ベトナムの医薬品市場の過半数を外国産（主にフランス、インド、韓国、ドイツ、スイスなど）が占めており、完全に外資製薬会社に依存している状況であると言っても過言ではありません。

〈理由と原因〉

ベトナムの医薬品業界が外国産の医薬品に依存する要因として、「圧倒的な技術力不足」が挙げられます。当然ですが、発展途上国で

あるベトナムが経済的にも、技術的にも先を行く先進国にこの点で追いつくことは現状では非常に難しいと言えます。そのため、国内で製造できる医薬品の種類にも限界があります。実際、現在ベトナム国内で製造されている医薬品の大半が簡易的なジェネリック薬（特に風邪薬や抗生物質など）であり、高度な技術を要する「特効薬」に値する医薬品の製造には手が回っていないのが現状です。

(市販薬)



〈総括〉

外国産の医薬品に依存する状況で最も危惧されることは、価格と供給のバランスの脆さです。外国の医薬品は輸入コストが多く掛かり、仲介業者の手数料等も上乗せされ、その分、本当に医薬品を必要とする患者にとって金銭的な負担になります。また、医薬品を製造する国で何かしらの緊急事態が発生した場合、医薬品の安定供給ができなくなる可能性もあります。そのため、国内で製造し消費すると言った国内完結型の循環を形成する事が重要になります。

現在、ベトナム政府は国民が安価な薬を安定的に購入できるよう、予算の多くをこの補助金に充てているようですが、上記のような循環を築き上げられなければ問題の解決には繋がりません。そのような意味でも、政府が医薬品業界を抜本的に見直す必要に迫られるのも、もはや時間の問題かもしれません。

一方で、上述したように、まだベトナム産の医薬品だけで国内市場を賄うことはできないため、ベトナムでは外国産の医薬品を必要としています。確かに、外国産の医薬品をベトナムで販売するには非常にハードルが高いですが、逆に一旦販売できた場合、ベトナム国内では競争が激しくないという利点もあります。これをどうとらえるかによりますが、ご興味があれば視察にお越しください。

インド会社法の通達および改正法の概要

田中 啓介

南インドのチェンナイは5月に入り急に暑くなってきました。これから6月辺りまで一年で最も暑い季節を迎え、マンゴーがとても美味しい時期ですが、一部地域によっては停電や水不足も多くなりインド在住の日本人にとっては生活環境が厳しくなる季節でもあります。ところで、4月30日(月)に南インドのバンガロールで「Japan-India Startup Hub」の設立に伴う講演会が

IIMB

(インド経営大学院
バンガロール校)

で開催され、

世耕弘成経済産業大臣が登壇されました。

これは日本側としてJETROが、そして、インド側としてNASSCOM(全国ソフトウェア・サービス企業協会)とIIMB等の協力機関が一体となって、日本-インド間のスタートアップの事業交流を促進することが目的とされており、IT業界における日印ビジネスの活性化が期待されています。



(世耕経済産業大臣によるスピーチ)

＜インド会社法改正法ほか＞

さて、今回は、インド政府が過剰なコンプライアンスを求めてきた2013年インド会社法(Companies Act, 2013)に対する産業界・経済界からの批判を受けて、昨年から発表されている規制緩和にかかる通達(Notification)や2018年1月に発表されたインド会社法改正法(Companies (Amendment) Act, 2017)について、今回は特に日系企業にとって影響のあるトピックを3つに絞ってご紹介をしたいと思います。

1 年次決算報告書への署名者に関する規定の緩和

通達発表前のインド会社法では、原則、決算報告書は会社秘書役(Company cretary)および取締役の両者が署名をしなければならない旨が規定されていましたが、非公開会社(ほとんどの日系企業がこれに該当)の場合、取締役のみの署名に緩和されました。

2 内部統制監査(IFC Audit)の適用免除

通達発表前のインド会社法では、監査人はすべての会社に対して、適切な内部財務報告統制が構築されているかどうかを、監査報告書の中で明記しなければなりません。しかしながら、直近会計年度の年間売上高が5億ルピー以下、もしくは、直近会計年度において金融機関等からの借入総額が2億5,000万ルピー以下である非公開会社には当該規定が免除されることになりました。

3 定時株主総会および臨時株主総会の開催要件の緩和

改正前のインド会社法では、定時株主総会は会社の登記住所またはその市区町村において開催しなければならず、また、臨時株主総会はインド国内での開催が義務付けられていました。しかしながら、今回の改正法により、非上場企業の場合には、定時株主総会については全ての株主の書面および電磁的方法による事前合意があればインド国内であればどこでも開催ができるようになり、また、臨時株主総会については日本法人の完全子会社である場合には、インド国外でも開催することができるようになりました。

インド会社法は通達や改正法等により頻繁に改訂がされており、会社ごとに適用されるコンプライアンスを常に適切に把握し、かつ、改訂内容に応じて対応を検討していく必要があるため、専門家との密な連携が大切です。

Taking Off to New Heights

辻本 浩一郎

<EEC を中心とした投資促進>

「Opportunity Thailand」と称した政府主催の大々的なセミナーから 2 年、政府は、今度は「Taking Off to New Heights」というキャッチフレーズのセミナーを開催しました。ソムキット副首相をはじめ、首相府相、工業相、デジタル経済社会相、BOI 長官、国交相、科学技術相、商務相らの閣僚自身が登壇し、タイ東部 3 県にまたがる東部経済回廊（EEC）を中心とした投資を呼び掛けました。

過去 2 年、国内総生産（GDP）成長率が加速、輸出額もマイナスからプラス 9.9% に転じるなど、政情安定、経済堅調で結果が出ていると PR した上で、官民連携（PPP）関連規則の年内発効、それに伴うさらなるメガプロジェクトへの投資を促しました。

東部ウタパオ空港とスワンナブーム国際空港、ドンムアン空港の 3 空港を結ぶ高速鉄道やタイ中高速鉄道事業、鉄道の複線化事業といった現在進行中の大規模プロジェクトに加え、それらをベースにしたバンコク—南部スラタニ間の高速鉄道敷設やインド、バングラデシュ、ミャンマー、タイ、ラオス、ベトナムをつなぐ鉄道網など将来的な構想も明らか

になりました。

「タイは、資金を出すだけの投資家ではなく、国家を共に発展させていくパートナーを求めている」と呼び掛け、また、世界経済の重要拠点として ASEAN への関心が高まる中、域内の中心地であるタイと CLMV 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を合わせた「CLMVT」の重要性も強調しました。

Thailand 4.0



<タイランド 4.0>

また、EEC やインフラ整備だけでなく、持続可能な開発を目的とした長期的な国家指針「20 年国家戦略」の中で、国家戦略のビジョンを示すものとして位置づけられる「タイランド 4.0」（ドイツのインダストリー 4.0 の影響を受けており、外国企業の誘致を通じて先進技術を導入し、産業構造の高度化と先進国入りを実現するというもの）、電子決済やビッグデータ政策を中心とする「E-Government」、スタートアップ企業への支援等についても改革及び投資政策として掲げられています。

東部 3 県は 30 年に渡り、Eastern Seaboard として経済の中心であり、世界との投資や貿易を接続して、自動車を始めとする様々な主要産業地帯ですが、今後は東部経済回廊（EEC）として、総合的な物流と交通システムを拡大、アジアにおける最も包括的かつ最新の観光源や新都市へと開発し、輸送や投資、貿易の中心地、そしてそれらに関わる企業の地域本部へと進化を遂げていきます。

<EEC の概要>

政府は、EEC について、EECd と EECi の 2 種に細分化しました。

■EECd=デジタル革新及び産業推進区

地域のグローバルデジタルハブとなる新経済区として、国際間情報交換センターや宇宙及び人工衛星信号送受信センター、関連デジタル産業への投資に焦点を当てています。

■EECi=技術革新区

タイの継続的な革新のため、世界の製造チェーンとタイの製造チェーンを接続して製造レベルの強化を図り、また、新製品の研究開発のため産官学連携を重視した中心都市を目指しています。

また、未来産業にとって重要な専門家の養成やスタートアップを推進すると共に、併せて、創造促進のため、柔軟な規制緩和も行っていきます。その他、航空関連ハブ、国際貿易、多国籍本社、財政/金融センター等機能に加え、右記の 10 産業の促進、レベルアップを図っていきます。

- 次世代自動車
- スマートエレクトロニクス
- 高度な生物学及び農業テクノロジー
- 食品加工
- 富裕層向け観光及び健康ツーリズム
- 日常生活と工業用ロボット産業
- 航空部品、航空機修理センター等航空産業
- 健康管理を備えた医療産業
- バイオ経済産業、生物化学とエネルギー
- デジタルテクノロジー産業

Q 日本から中国へ日本産米を輸出する際の「輸出体制」に進展があったとの事ですが、具体的にどのような進展があったのでしょうか。

A 2018年5月9日、日中両政府の合意により日本産米の輸出に必要な“精米指定工場”と“処理設備”の工場数が増加されます。これにより、以前の精米指定工場が1社から3社へ、また処理設備も2社から7社へと増加します。

※中国へ日本米を輸出する際には、必ず中国側の指定工場で精米とくん蒸処理を行わなければいけません。

＜以前の精米指定工場、処理設備と今回新たに追加が認められた工場の一覧＞

	以前	今後（以前＋追加工場）
精米指定工場	①全農パールライス(株) 神奈川精米工場	①全農パールライス株式会社 神奈川精米工場 ②ホクレン農業協同組合連合会 パールライス工場 ③株式会社 神明きっちん 阪神工場
処理設備 (くん蒸設備)	①(株)日新 神奈川倉庫 ②全農 神奈川恵比須町 倉庫	①株式会社日新 神奈川倉庫 ②全農 神奈川恵比須町倉庫 ③小樽倉庫事業協同組合 低温倉庫 ④石狩湾新港倉庫事業協同組合 低温倉庫 ⑤酒田港西埠頭 くん蒸上屋 ⑥株式会社上組 神戸支店住吉倉庫 ⑦株式会社上組 八代支店八代倉庫

◆ 中国の日本米事情

中国の米消費量は日本の約20倍とされています。また日本食の人気も依然として高く、最近では一級都市だけでなく二級都市でも日本食レストランが目立つようになりました。2017年時点では中国全土で40,800店舗にまで増加し、その内、上海市には3,320の店舗があります。(2017年データ)。このような状況を見れば、日本米も今後普及していく可能性は十分にあると思いますが、現在日本から中国への日本産米輸出量は少量です。米の海外向け輸出量は11,800トンですが、このうち中国向けは僅か298トンであり、全体の3%程度です。今回の日本米輸出体制の変更により、中国への輸出も大幅な増加が期待できます。

◆ 中国で日本産米を広めるための課題

(1) 現地産米との価格差

中国で販売されている高級日本米(山形県のつや姫、北海道のゆめぴりか)は2キロ198円(約3,500円)です。日本での販売価格1,700円と比べると、ほぼ2倍となっています。その理由としては、くん蒸処理や物流費用、関税(中国は関税割当制度を導入しており、関税割当枠を有する輸入業者による輸入であれば1%、関税割当額がない場合は65%)、さらに増徴税という流通税を別途通関に納めることとなっています(米は税率13%)。

加えて、貿易会社や問屋等の中間事業者が多く、流通マージンがかさんでいます。

(2) 輸入規制

放射性物質に係る輸入規制により、10都県で生産された全ての食品について現在も輸入が禁止されています。(福島、栃木、群馬、茨城、千葉、宮城、新潟、長野、埼玉、東京)

◆ 日本米の普及には、とにかく中国の人達に試食をしてもらわなければいけません。まず食べてもらい、美味しいと感じてもらおう。今回の輸出体制の進展はより多くの日本米を中国へ輸出できるチャンスです。今後は試食の機会をどの様に増やしていくかが販路開拓のポイントとなってくるでしょう。

ハッピーからのお知らせ

【ハッピーメールリニューアル】

海外ビジネスサポーター等からの「海外レポート」毎月お届けしているハッピーメールですが、本年度の掲載計画については次の通りです。

掲載月	担当海外サポーター（掲載都市）
奇数月	上海、台北、ハノイ、ジャカルタ、ニューヨーク
偶数月	大連、シンガポール、バンコク、ホーチミン、チェンナイ、中国ビジネスQ&A

併せて、レイアウト等についても1レポートを1ページとし、図表なども挿入するなど改良し、より見やすく、わかりやすい紙面を目指します。



【大連ビジネスサポーターの交代】 ※次号で改めて詳しくご紹介いたします。

この4月より大連サポーターに着任いたしました桜葉コンサルティング(株)大連室長の朴恵子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。日本での留学と就労を経て、現在は大連現地に進出している日本企業の支援を中心に、業務を行っております。広島県企業の皆様にとって、有意義な情報を発信できるよう努めてまいります。

「米国での販売戦略&EPA ビジネス戦略セミナー」

最新の米国の経済状況・商習慣・最新ビジネスと、EPA ビジネスの戦略について専門家からわかりやすくお話しいたします。国内市場が縮小する中、次の一手として海外展開を検討中の事業者様には有益な情報が満載です。また、セミナー終了後個別相談会も開催します。

	広島会場	福山会場
日時	平成30年6月19日(火) セミナー：13:30~16:05 個別相談会：16:15~17:15	平成30年6月20日(水) セミナー：13:30~16:05 個別相談会：16:15~17:15
場所	広島県情報プラザ2階 視聴覚研修室 (広島市中区千田町3-7-47)	福山商工会議所1階 102会議室 (福山市西町2-10-1)
内容	「米国市場 マーケティング・販売のヒント」 講師：ひろしま産業振興機構・ニューヨークビジネスサポーター Focus America Corporation 代表取締役社長 蟬本 睦 氏 *日本の消費財を世界最大の市場米国に広めることをモットーに、 日本商品の輸入・販売、PRイベント、展示会出展、北米への進出に関するサポートを実施。	
第2部	「メガFTA時代のビジネス戦略」 講師：(株)アールFTA研究所 代表取締役 中小企業診断士 関西学院大学・関西大学大学院 非常勤講師 麻野 良二 氏 *メガFTA(日 EU・EPA、RCEP、TPPなど)に精通し、同分野での執筆多数。 元大阪商工会議所国際部副参事。	

国際ビジネス関連事業等のお知らせ

広島県からのお知らせ

【中国・東南アジア商談会への参加募集】

広島県では県内農水産品、加工食品等の販路拡大を図るため、商談会を開催します。

当該地域市場への参入、海外販路拡大に関心のある皆様のご参加をお待ちしております。

商談会開催地域	開催予定時期
マレーシア	H30年9月4日
中国 四川省成都	H30年9月20日
中国 上海	H30年11月頃
シンガポール	H30年11~12月
ベトナム	H30年11~12月

問合せ・申込 広島県海外ビジネス課 電話 082-513-3385

[HP 検索](#) [広島県海外ビジネス課]で検索 → イベント・セミナー・説明会